

ねんきん通信

「年金時効特例法」 が施行されました！

◆時効消滅分も給付されます。

平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額分は、5年間の時効により消滅した分も含めて、ご本人、または遺族の方へ全額をお支払いすることができるようになりました。

対象となるのは、時効消滅により受け取ることができなかった年金の増額分などがある、次の方々です。

●すでに年金記録が訂正されている方

- ①年金記録の訂正により年金額が増えた方
- ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
- ③①や②に該当する方が亡くなられている場合には、そのご遺族の方

●今後、年金記録が訂正される方

- ④今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同様に年金額が増える方

◆手続き方法

●年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を平成19年9月から順次発送いたします。
また、今すぐに手続きをしていただくこともでき

ます。その場合には社会保険事務所に具体的な手続きをお問い合わせください。

●今後、年金記録が訂正される方

記録訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額もお支払いします。

社会保険事務所からのお知らせ

～テレマーケティングについて～

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。被保険者の皆様の年金権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料の納付が確認できない場合に社会保険事務所の職員または社会保険事務局が委託を行った者から、「お電話」より納付のご案内を行っております。委託を受けた者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられており、必要な情報以外は閲覧できないこととなっています。

平成19年度においては「株式会社オリエントコーポレーション」がお電話による納付のご案内を行っております。

夜間・休日にもお電話をおかけしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

特別弔慰金の請求は お済みですか？

請求期限は、平成20年3月31日まで

この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

●対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金を受ける方がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。
対象となるご遺族の方でまだ請求されていない方は、期日までに請求してください。

●給付内容

額面40万円、10年償還の記名国債

■お問い合わせ先

町民課保健福祉グループ
☎01632-5-1111 (内線158)

恩給欠格者、戦後強制抑留者、 引揚者の皆様へ

平和祈念事業特別基金では、旧軍人等で恩給等を受けない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に、内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。

請求書は役場町民課保健福祉グループに備え付けてありますので、ご自分で資格要件などをご確認のうえ請求してください。なお、請求期間は平成21年3月31日までです。

■お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金

無料電話 ▶ 0120-234-933

月～金 / 9:15～17:15 土・日曜日は休み

ホームページ ▶ <http://www.heiwa.go.jp>